

## 「麦チェン」シンボルロゴ使用規程

### 1 趣旨

「麦チェン」シンボルロゴは、北海道などが進める「麦チェン」運動(注)のシンボルとして、小麦を扱う企業や団体などで広く使用していただく。

(注) 「麦チェン」運動とは？

地産地消の観点に立ち、本道における生産から流通・加工、消費の関係者が一体となって、需要の高い小麦の生産や道産小麦を使った新商品の開発、販路拡大、PR活動など、輸入小麦から道産小麦への利用転換に向けて取り組む運動。

### 2 使用対象者

(1) 「麦チェン」運動に取り組む企業や「麦チェン」運動に賛同する団体、地域など。(以下、「企業等」という。)

(2) 企業等においては、北海道に拠点や営業場所を有すること。

なお、道産小麦を一切使用せず、また、将来的にも道産小麦を使用する見込みがない場合においては、道産小麦の使用に関する優良誤認の恐れがあることから、このシンボルロゴを使用できないものとする。

### 3 使用方法

シンボルロゴのデータは、各種資材への印刷などを通じて使用するものとする。

(1) 使用ができるもの(ポジティブリスト)

ア 麦チェン運動を進める地域(市町村、農業団体等)や団体等のPR資料など。

イ 企業等が作成する商品チラシ、商品ポップ、ポスター、値札など。

ウ 企業等が販売する商品のパッケージ(ただし、パンや中華麺などその商品の主要な原材料が小麦となるもので、使用される小麦が道産100%の商品に限る。)

エ その他、「麦チェン」運動のために必要と認められるもの。

(2) 使用ができないもの(ネガティブリスト)

ア 消費者に誤解を与えるような使用

イ 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合

ウ 消費者の利益を害すると認められる場合

エ 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

オ 公序良俗に反すると認められる場合

カ 麦チェン運動の趣旨及びこの使用規程に反すると認められる場合

### 4 使用するための手続き等

別紙「麦チェンロゴマーク使用届出書」に、次の書類を添付の上、「6 問い合わせ先」へ提出(郵送・ファックス・Eメールなど方式自由)するものとする。

なお、届出書の受付後、ロゴマークのデータをEメールで送付する。

(1) 使用方法が確認できるもの(印刷物のレイアウトやデザインなど)

(2) 商品パッケージへ使用する場合

ア 小麦粉の生産地と品種を証明する書類の写し(小麦粉の商品規格書や製粉メーカーからの産地証明書など)

イ 納品書又は契約書の写し

ウ 使用する商品の写真

エ 商品パッケージ(表面と裏面の表示)の写真等

(3) 添付書類は直近のものを使用すること。

ただし、産地証明書及び納品書の写しについては、届出日から原則3ヶ月以内のものとする。

### 5 ロゴデザインの仕様等

(1) 使用について

基本的に次の条件により、データを使用できるものとする。

ア 基本デザインについて

別添「麦チェン北海道 基本デザインシステム」のとおりとする。

イ 縦横比率について

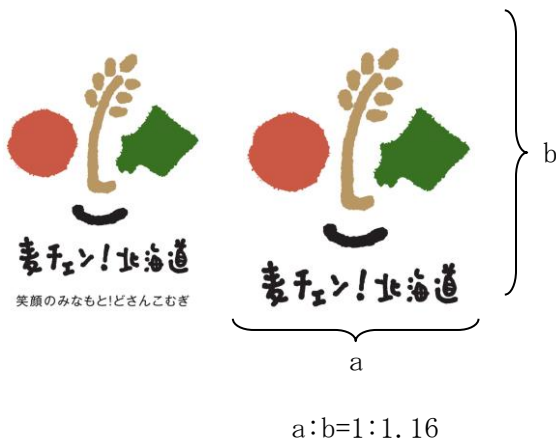
データについては、拡大・縮小は可能とするが、縦横比率は変更しないものとする。

(2) 使用禁止例

- ア 指定書体以外の書体に変えてはならない。
- イ 変形したり、比率を変えて表示してはならない。
- ウ ロゴとキャッチフレーズ等の組み合わせ方は、変形、改造してはならない。
- エ 指定以外の色で表示してはならない。ただし、ロゴ全体を白抜きで使用することは可能。
- オ ロゴの上に、他の要素を重ねてはならない。
- カ 他の要素を加えてマーク化してはならない。

(3) ロゴデザイン

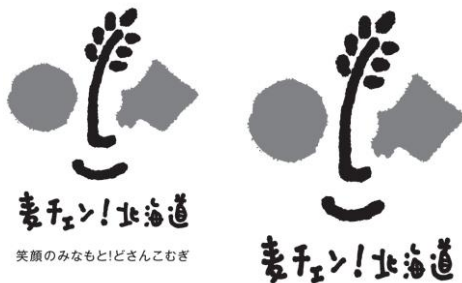
[カラー]



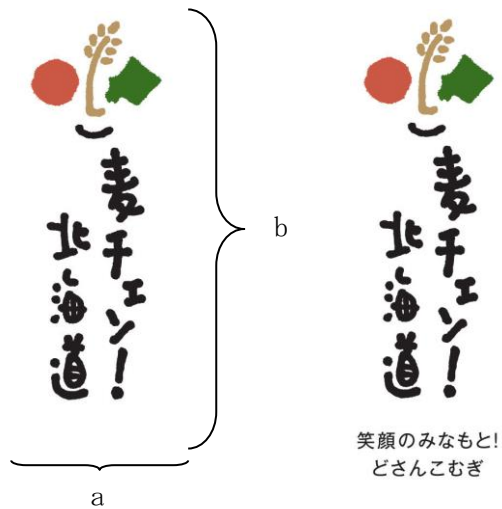
[横組み]



[モノクロ]



[縦組み]



[白抜き使用例]



a:b=1:2.88

(参考) デザインのコンセプトなど

- ロゴマークは、北海道の大地と太陽、小麦の穂で作られた「笑顔」をイメージ。
- キャッチフレーズの「どさんこむぎ」は、『道産子』と『小麦』を掛け合わせた言葉。

## 6 問い合わせ先

060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局  
食品政策課農業付加価値向上係

代表電話：011-231-4111(内線 27-686)

直通電話：011-204-5432

F A X : 011-232-7334

E-mail : [agri.business@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:agri.business@pref.hokkaido.lg.jp)

ホームページ：[麦チェン！ホームページ](#) [検索](#)

## 7 附則

- (1) この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- (2) 平成26年8月19日一部改正、平成26年9月12日から施行する。
- (3) 平成29年5月31日一部改正、平成29年5月31日から施行する。
- (4) 令和2年7月10日一部改正、令和2年7月10日から施行する。
- (5) 令和6年3月13日一部改正、令和6年4月1日から施行する。

別紙

## 麦チェーンロゴマーク使用届出書

年 月 日

次のとおり使用したいので届け出ます。

使用者 (法人・個人・団体名)			
住所・所在地 (連絡先)	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
使用方法			
使用期間・使用日			
特記事項			
使用担当者			

※商品パッケージへ使用する場合は、使用方法の欄に商品名を記入してください。

(注1) 使用方法が確認できるもの(印刷物のレイアウトやデザインなど)を添付してください。

なお、商品パッケージへ使用する場合は以下の書類も添付してください。

- ・小麦粉の生産地と品種を証明できる書類(小麦粉の商品規格書や製粉メーカーからの産地証明書など)
- ・納品書又は契約書の写し
- ・使用する商品の写真
- ・商品パッケージ(表面と裏面の表示)の写真等

(注2) 参考として、会社要覧など事業概要がわかる資料をいただく場合があります。